

令和4年3月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	その他
議案番号	議案第38号	議案名	債権の放棄(水道料金)について		
目的	債務者の破産手続により免責許可決定が確定となった債権の放棄を行うもの。				
内容	<p>破産法第253条第1項の規定により、債務者が水道料金(以下「当該債権」という。)につきその責任を免れたため、債権を放棄するもの。</p> <p>(1) 債権の名称 水道料金(私債権、非強制徴収債権)</p> <p>(2) 金額 一金271,343円(H20.12月～H31.1月分の一部)</p> <p>(3) 債務者 倉吉市在住(R2.1.1転出) 平成19年6月1日 使用開始</p> <p>1 破産手続について 債務者が破産申立(自己破産)をしたことにより、裁判所が破産手続を開始し、免責許可の決定が確定した。破産債権(水道料金等)に対して請求ができなくなるため、回収不能な債権となる(申立日以降に発生した債権については免責とならない)。</p> <p>2 水道料金について 当該債権は、強制徴収ができない債権である。 なお、強制徴収ができる債権(町税、下水道使用料等)については、破産法第253条第1項第1号の「租税等の請求権」に該当するため、免責とならないが、当該債権は上記に該当しないため、免責となる。</p>				
補足事項	<p>[破産法抜粋]</p> <p>(免責許可の決定の効力等)</p> <p>第253条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。</p> <p>(1) 租税等の請求権(国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権をいう。)</p>				